有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者3者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

三井住友海上火災保険株式会社

期間:令和6年11月29日~令和7年1月28日(2ヶ月)

範囲:近畿運輸局管内

損害保険ジャパン株式会社

期間:令和6年11月29日~令和7年1月28日(2ヶ月)

範囲:近畿運輸局管内

東京海上日動火災保険株式会社

期間:令和6年11月29日~令和7年1月28日(2ヶ月)

範囲:近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

公正取引委員会は、令和6年10月31日(木)、損害保険大手3社が価格カルテルや入札談合を繰り返したことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する後述の行為があったとして、当該業者らに対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

シャープ株式会社(以下「シャープ」という。)を保険契約者とする損害保険について、三井住 友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び東京海上日動火災保険株式 会社は、共同して、本件マリン保険(注)について、各社の見積保険料を調整することによって保険料の水準を維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件マリン保険の取引 分野における競争を実質的に制限していた。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」 (平成9年5月30日付け官会第1242号)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

(注)「本件マリン保険」とは、シャープを保険契約者とし、保管中又は輸送中のシャープ製品等を補償対象とする損害保険であって、シャープから指名を受けたマーシュジャパン株式会社により「SHARP GLOBAL STP PROGRAM」という名称で見積り合わせされるものをいう。